

平成28年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年6月27日（月） 午後9時30分

2 出席委員

荒川 由美子 委員長  
三浦 溥太郎 委員長職務代理者  
森 武 洋 委員  
小柳 茂 秀 委員  
青木 克 明 委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	阪 元 美 幸
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	佐 藤 明 生
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 5名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。
  
- 教育長報告  
前回の定例会から本日までの報告事項

(青木教育長)

それでは、平成28年5月28日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、6月8日から24日までの日程で開催されました「第2回市議会定例会」についてです。

8日及び9日の本会議では13名の議員から一般質問がありました。今回は、荒川委員長に対しましても答弁の指名があり、質問にお答えいただきました。13日、14日の教育福祉常任委員会においては、請願に対する教育委員会としての所見や報告案件についての質疑がありました。15日には、常任委員会委員による所管事務調査として、本年度学校司書が全校配置になったことから、小学校の学校図書館整備事例として大矢部小学校図書館を、加えて大楠幼稚園をご視察いただきました。

次に、「横須賀子ども学力向上プロジェクトの推進」の一環として、昨年度からスタートした、「土曜科学教室」の第1回が11日土曜日に行われました。昨年度の実績を報告する中で、教育委員の皆様から「定員の増について検討されたい」旨のご意見をいただいたことから、本年度は各回10名増の40名といたしました。今回は小学校3、4年生対象の講座で3倍を超える応募があり、抽選により受講できない児童が多数生じましたが、実験室の規模から各回の定員はこれ以上にすることはできませんので、ご理解をいただいているのが現状でございます。受講後の児童と保護者に対するアンケートでも、大変喜ばれておりますので、予定している残り5回についても人気に応える内容で実施し、横須賀の子どもたちの理科離れに歯止めをかけ、同時に学力向上に資するよう努めてまいります。

同様に昨年度から実施している「小学生プログラミング体験教室」は、6月18日を初回に、今後來年3月まで、原則毎月第3土曜日に実施してまいります。昨年度は、インターネットによる先着順の申し込みでしたが、解禁後直ちに締め切られるほどの人気が続きました。今年度は、電話受付による抽選に変更い

たしましたが、初回は20名の定員に対し163名もの申し込みがありました。引き続き充実した内容で実施をしてまいります。

次に、昨年度から実施している「土曜寺子屋教室」についてです。昨年度からの長井・坂本・北下浦の3地区に加え、本年度7地区で新たに実施を予定しておりますが、本年度最初の地区として衣笠で開始をいたしました。初回から30人の児童・生徒が参加し、順調にスタートできています。今後も各地区での開催を通して、家庭学習の支援に努めてまいります。

中央・北・南の3図書館では、5月27日から6月22日までの日程で、「介護」をテーマとして「課題解決コーナー」を設置しています。

美術館において、4月23日から6月19日までの56日間の日程で開催いたしました企画展「さくらももこの世界展」は、期間中2万4,749人が観覧され、目標として設定した2万2,000人を大きく上回り、盛況のうちに終了することができました。

また、小学校では運動会を春に予定した32校で、好天に恵まれ、予定どおりに実施されました。

中学校の修学旅行は6月20日を最終に、全校無事に実施をされました。

総合高校の定時制修学旅行についても、6月21日から24日の日程で予定どおり実施されております。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

## 日程第1 議案第34号『中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画について』

委員長 議題とすることを宣言

(青木教育長)

現在、上程をされました議案について若干ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、本市における「中学校の昼食のあり方について」、教育委員会としての考え方をまとめるために提案するものでございます。

私ども教育委員5人が、本年1月から本日までの間、集中的にそして積極的に意見を交わし、検討を重ねてまいりました。

検討に当たりましては、定例会の会議とは別に検討会を開催し、また個別に時間をとって意見を述べたり、さらには東京都や県内の他都市への視察も行い

ました。

本日は、中学校での望ましい昼食のあり方の検討結果を、改めて委員全員で確認した上で、教育委員会としての基本方針と行動計画を定めるということで、委員全員が提案者として上程するものでありますので、質問や討論はなじまないと考えますが、委員一人一人の思いや、補足的な意見などはお話しいただきたいと考えております。

この後、検討結果をまとめて成文化したものを事務局から説明させますので、ご確認の上よろしく願いいたします。

以上でございます。

(学校保健課長)

それでは、議案第34号「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画について」説明いたします。

本議案は、平成28年7月に開催する総合教育会議において、中学校の昼食のあり方について市長と協議するに当たり、教育委員会として中学校の昼食のあり方に関する基本方針と行動計画を定めるものであります。

内容につきましては、教育委員5人の検討結果を別冊「中学校の昼食のあり方について」に整理しましたので、そちらで説明いたします。

それでは、表紙を1枚おめくりいただき、「はじめに」の部分でこれまでの経緯を説明いたします。

現在、本市の中学校では、ミルク給食を実施するとともに、昼食については家庭からの弁当持参を原則として、家庭の事情により弁当を持参できない場合は、当日、学校でスクールランチ（パン注文・弁当注文）を可能としています。

家庭から持参する弁当は、食物アレルギー対応を含め、生徒ごとに量や内容を調整できるなどのよい点があり、制度としても定着していますが、毎日弁当をつくることに負担感を持つ保護者の方が多いこと、また生徒によっては、昼食内容に栄養面の不安があることから、中学校での完全給食の実施について、保護者を中心とした市民の方々や市議会から、これまでも多くのご意見・ご要望をいただいております。

教育委員会では、これらの課題解決に向けた取り組みとして、平成25年度から、教育委員会の管理栄養士がメニューを考え、栄養バランスに配慮した内容の弁当を各学校の弁当事業者が提供するという試行を3回行いましたが、その結果、事業者の確保や価格などについて課題があり、この取り組みを全校で実施することは難しいと判断しました。

また、平成27年度には「中学校の昼食（給食等）に関するアンケート」を実施し、現在の中学校の昼食における課題や、生徒、保護者、教職員、市民の皆

様がどのようなお考えをお持ちなのか調査を行い、結果を検証しました。

それらを踏まえた上で、教育委員会では、教育委員が検討会を開催し議論を重ねるとともに、他都市への視察も行い、そこで得た知見をもとに中学校の昼食のあり方について検討を進め、望ましい昼食のあり方について、考え方をまとめました。

そして、教育委員会としての、望ましい昼食のあり方の実現に向けた基本方針と行動計画を定めることにしました。

なお、検討内容や資料は、8ページ以降に記載のとおりで、スクールランチ充実の試行の検証と、アンケートの調査結果の検証に加え、関係法令等の確認、完全給食を実施した場合の提供対象として、全員喫食と選択制との比較、また、提供方法について食缶と弁当箱の比較を行ったほか、完全給食を実施した場合の学校における課題や、食育の推進体制などについて検討を行いました。

ページをおめくりいただき、1ページをお開きください。

そうした検討の結果、教育委員会では望ましい昼食のあり方について、生徒が適切な栄養を摂取できる。昼食を「生きた教材」として活用し、学校における食育を推進できる。生徒が楽しく食事をする事ができる、の3点にまとめました。

そして、基本方針として「望ましい昼食のあり方の実現に向けて、全員喫食による完全給食を実施する」ことを定めるとともに、基本方針に沿って取り組むべき7つの行動計画を定めました。

詳細につきましては、2ページ以降で説明いたします。ページをおめくりいただき、2ページをお開きください。

まず、望ましい昼食のあり方1「生徒が適切な栄養を摂取できる」についてですが、中学校の昼食（給食等）に関するアンケートの結果から、昼食を用意できない生徒や、毎日弁当注文やパン注文をしている生徒がいるなど、昼食における必要な栄養摂取に課題がある生徒がいることを踏まえ、全員喫食による完全給食を実施して、生徒が栄養バランスに配慮した昼食の提供を受けることができるようにすることが必要と考えたものです。

なお、補足にありますように、栄養バランスに配慮した昼食を提供しても、偏食による食べ残しなどがあっては適切な栄養を摂取できないため、温かくおいしい給食を提供するとともに、食育を充実させることが重要であると捉えています。

3ページをご覧ください。

次に、望ましい昼食のあり方2「昼食を『生きた教材』として活用し、学校における食育を推進できる」についてですが、現在、本市では中学校に食育担当者を配置し、小学校の栄養教諭、学校栄養職員や食育担当者と連携して食育

に取り組んでいますが、生徒ごとに内容が異なるため、昼食を食育の教材として活用することが難しい状況にあります。

このことについて、全員喫食による完全給食を実施することで、同じ献立で提供される給食を活用することで、毎日の給食の時間を初め関連教科等において、食育を充実させることができるようにすることが重要と捉えたものです。

ページをおめくりいただき、4ページをお開きください。

望ましい昼食のあり方3「生徒が楽しく食事をするができる」についてです。

家庭から持参する弁当やスクールランチなど、生徒によって昼食の用意の仕方が異なっており、食事の内容が大きく違う場合や、家庭の事情により昼食を用意できない場合もあるという課題を受け、全員喫食による完全給食を実施することで、同じ食事をきっかけに会話が弾むことや、体験学習などを通じて食への関心が高まることで、生徒が楽しく食事をするできるようにしたいというものです。

5ページをご覧ください。基本方針に沿った行動計画についてです。

まず、行動計画1「安全・安心な給食を提供する」についてですが、安全・安心な給食を提供することは、学校において食育を行う上での基本となるため、学校給食衛生管理基準に基づいて、施設・設備の整備を行うとともに、研修等により衛生管理を徹底すること、また食物アレルギーを有する生徒への対応については、事故を起こさない提供体制を整えるとしました。

次に、行動計画2「温かく、おいしい給食を提供する」についてですが、適切な栄養を摂取するためには、生徒の偏食をなくすことが必要で、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく、おいしい給食を提供することが望まれるため、食缶により適温で提供するとともに、献立を充実させ、残食が少なくなるよう努めるとしました。

次に、行動計画3「生徒の昼食時間を確保する」についてですが、現在、中学校の食事時間が短いことは課題となっているので、準備・片付けの時間を含めて昼食時間の確保に努めるとともに、準備・片付けの時間を短縮する方策についても検討するとしました。

次に、行動計画4「栄養教諭や学校栄養職員を効果的に配置する」についてですが、現在、中学校には栄養教諭や学校栄養職員が配置されていないため、完全給食の実施に当たっては、専門的な知識・技能を有する職員を効果的に配置し、家庭科教諭や学級担任、養護教諭等と連携を図ることで、食に関する指導の推進体制を充実させるとしました。

ページをおめくりいただき、6ページをお開きください。

行動計画5「小・中学校間で一貫した食に関する指導を行う」についてです。

中学校においても給食を活用した指導が実施できるようになるため、小中一貫教育により、9年間を見通した食に関する指導を行うとしました。

次に、行動計画6「生徒の食への関心を高める取り組みを充実させる」についてですが、体験学習の充実や給食献立の募集などを行い、生徒が主体的に食にかかわることができるよう工夫する。

また、農業などの食に関する産業や地域の食文化などへの理解を深められるよう、地産地消の推進を図るとしました。

次に、行動計画7「教職員の負担軽減策を講じる」についてですが、完全給食の実施に伴って、学校現場では給食指導など新たな業務が生じるほか、給食費の未納への対応などについて負担が増えると予想されますので、これらの増加する負担を少しでも軽減させるため、給食費を公会計化して徴収事務を市が行うとともに、栄養教諭や学校栄養職員の配置をあわせて検討するとしました。

7ページをご覧ください。

今回、中学校の昼食のあり方について検討してきた中で、今後、食育を充実させるために必要となる家庭との連携についてと、今後の検討に当たっての留意事項についても議論しましたので、別項目として整理しました。

まず、「Ⅱ 家庭との連携」についてです。

子どもたちの食をめぐる環境は、朝食欠食や食生活の乱れなど、多くの課題を抱えている状況で、完全給食を実施することで学校での食育は推進できますが、そこで学んだ望ましい食習慣を定着させるためには、家庭の協力が不可欠であると考えています。

家庭と連携して食育に取り組むためにも、給食や学校における食育に関する情報を発信し、保護者向けの講演会などを開催するとしました。

最後に「Ⅲ 今後の検討にあたっての留意事項」についてです。

市長と総合教育会議で協議した結果、全員喫食による完全給食を実施することになった場合には、今後、実施方式や開始時期などを検討することになりますが、その際には、今回まとめた望ましい昼食のあり方を目指すとともに、「小・中学校の建て替えや改修などの施設計画を含めた長期的な観点を持つこと」、「既存の教育活動への影響について配慮すること」についても留意すべきとしました。

以上で、議案第34号「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画について」の説明を終わらせていただきます。

(荒川委員長)

ただいま学校保健課長から説明がありました議案第34号について、冒頭教育長からもありましたように、時間をかけて検討してきたものでありますし、生

徒、保護者、教職員、市民の方々にとっても、非常に関心の高い案件でもありますので、それぞれの委員から、この中学校の昼食のあり方にかかわっての思いや、補足意見などをお話しいただきたいと思います。

全員をお願いしたいので、挙手をしてからご発言願います。

(三浦委員)

まず一つは、今までのお弁当ですと自分が好きなもの、自分が食べたいものは持って来られるのですけれども、全てのご家庭でバランスのいいお弁当を持って来られるということではなかったわけです。

ですから、まずその点が給食で栄養バランスのいいものが食べられるようになるというのが、真っ先に最もいいことだと思います。

一つ懸念されるのは、アレルギー体質のある方は少なくありませんので、その場合の対策をきちんととるということで、これは今のままでは学校の先生の負担が結構ありますけれども、小学校では既に行っていることですので、そのノウハウを今度中学校に伝えていただいて、やっていただければ多分大丈夫だろうと思います。

それから、同時に特に食物アレルギーについての研修等を適時やっていただけたらと思います。

(森武委員)

それでは、私のほうから主に2点お話をさせていただきたいと思います。

まず、基本方針にもございましたが、完全給食を実施するに当たって、全員喫食をといるところを教育委員会の方針に盛り込めたところは、よかったのではないかなと思っております。

完全給食ということで、今まで横須賀市ではミルク給食しかなかったわけですが、手っ取り早く、あるいは、なるべくお金をかけずに完全給食を実施しようとする、選択制という考え方も当然あるとは思いますが、選択制の場合は確かに準備期間が短くて実施できるとか、あるいは他都市の例を見ますと必ずしも全員が注文されるわけではないので、注文される率が少なければそれだけ市としての負担も少ないとかという状況はあるのかもしれませんが、やはり学校給食法の給食の目的である、ここの「望ましい昼食のあり方」の1番にも掲げられていますけれども、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図るという目的を考えますと、やはり全員で食べるということが重要であるということで、まず第1点、全員喫食の給食を実現すべきということで、基本方針に盛り込めたのは非常によかったのではないかなと思っています。



あともう一点、こちらのほうは給食時間の確保なのですが、給食時間ということで現状でも中学校、弁当で行っておるわけなのですが、食べる時間が非常に短いという指摘を受けているということが現状はあるというふうにお聞きしています。

中学校、過密な日程、日課を過ごされているので、なかなか簡単に昼食時間を延ばすというのは、これまでのことをそのままやっていると難しいのかもしれませんが、仮に完全給食、全員喫食で実施した際に、給食は実施したけど、食べる子どもたちが食べる時間が短い、あるいは全部食べ切れないというような給食であれば、先ほど述べたような目的を実施することがなかなか難しいと思います。

ということで、まずは子どもたちがある程度ゆとりを持って食べる時間をぜひ確保していただければと思います。

少し話は変わるのかもしれませんが、昨今文部科学省は、教員負担の軽減という観点からかもしれませんが、中学校あるいは高校で部活動の休養日を設けなさいとか、そのような形でこれまでの中学校の日課、あるいは1年を通しての生活の仕方を少し、大きく変えるような動きというのを発信しようとしているというふうに見聞きしております。

部活動、例えば朝練がある、あるいは夕方練習がある。そのための時間を確保するためには日課をある程度詰め込まないといけない。その中で昼食時間が短くなっていくという現状が多分あったのだと思います。けれども、この際世の中の流れも踏まえて、今後の20年、30年、中学校でやっていけるための日課を、この給食の導入を機会にぜひ考えていただいて、目的にあるような楽しく食事をするというためには、ゆとりがないといけませんので、ぜひ昼食時間の確保については、今後、実施されることになった場合に検討される際には、ぜひ最大限注意を払って実施していただければというのが私の思いでございます。

(小柳委員)

私からは、基本方針関連、行動計画関連、それから今回の検討に当たってという3本立てでお話しさせていただきたいと思います。

基本方針関連としては、今回の「中学校の給食のあり方について」をまとめるに当たって、保護者の方々のご意見や生徒の希望といったものが大変重要なものであることは間違いありません。そのためにアンケートの調査や分析も行ってきました。

ただ、我々が行うのは中学校における給食でありまして、普通のサービス産業である飲食店が行うものではないということです。すなわち、飲食店のよう

にいわゆる利用者側の希望に沿ったものを提供すればよいというだけではなく、むしろ基本的な理念としては食育などの教育的観点、それから生徒の健康管理、そういったものをまず第1に考えて、そこから給食というものを考えるべきだと考えて、今回のあり方をまとめてまいりました。

それから、教育という観点ばかり強調すると、やはり生徒としても給食が楽しめないということになりかねず、それはある意味教育的観点からも好ましくないことですので、給食が楽しい時間であって欲しいという思いで、この「楽しい給食」を3本柱の中に入れていただきました。

それから、行動計画関連の話をさせていただきますと、残食をなくすというのがなかなか難しいので、減らすという表現になりましたけれども、そういった観点から献立の工夫とか、よく言われる地産地消などをうまくこの行動計画の中に盛り込んでいけないかと。

この地産地消というのは、食育の観点からも非常に重要な視点で、生産者から食卓に届くまでをトータルで見せる。そういう観点から横須賀市を見ますと、横須賀市には、漁業、農業、畜産もあり、ほかの都市からすればうらやましいような環境であるとも言えます。こういう環境をうまく利用して食育につなげられればと考えました。

また、稲作体験や献立コンクールなど、子どもたちが食に興味を持てるような企画についても、取り組んでいけたらと考えております。

そして、今回の「あり方について」をまとめるに当たっては、我々5人の教育委員を初め、事務局の担当部署の方々と、いわゆる食缶にするのか弁当にするのかというところで2つのタイプの給食を行っている中学校2校、別々の中学校ですけれども、視察をして、その生徒たちが給食の用意をするところから見ていきまして、食べるところも見学しました。その後、現地の教育委員会関係の方々や学校長、栄養教諭といった献立等の担当者、そういった方々からもお話を伺った上で、やはり食缶がよいという結論に達したことを申し添えさせていただきます。

その結果、事務局の方々の皆様の大変なご努力によって、とてもよいものがまとめ上がったと思います。ただ、この高い理想を掲げても現場の理解がなければ絵に描いた餅になってしまいます。

アンケートの結果では、学校の先生方は今の段階では、余り積極的に賛成はしていただけていないのかなというような感触を持っております。

しかし、先生方はやはり生徒のことを第一に考えていらっしゃるもので、今回のこの学校給食が単なる利用者側の希望によるサービスということではなく、生徒の健康管理、食育のために必要なものだということを十分に理解していたければ、必ず理解を得てご協力をいただけるものと考えております。

これから我々がすべきことは、この学校現場の理解を得ることが1番大切ではないかと考えております。

(青木委員)

今、皆様から大変数多くの検討会、また、さらには事務局からの数多いメールのやり取り、たくさんのご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

7月8日、これをもって市長との総合教育会議に臨むわけでございますけれども、私ども教育委員会としては、この内容を市長にご理解いただき、実施をしていただくことに傾注をしていかなければいけないというふうに思っております。

また事務局を預かる者として、皆様の意見、それから討論の結果を今日までにこういう形でまとめ上げ、市長に提出できるという事務局の労も多としていただければありがたいなというふうに思っております。

総合教育会議の場では、まとめるまでにそれぞれの5人の、私も含めて委員がスクールランチの試行や、あるいはアンケートの結果をそれぞれ個人がどう捉えたという部分も、出発時点から、もちろん皆同じ方向で話を始めたわけではありませんので、私としてもスクールランチの試行をどう捉えたか、あるいはアンケートの結果で保護者、それから市民の方、特に私にとって一番大事な生徒、それと教職員がどう捉えていたかということ、数多い論議の中でどのようにまとめていったかと、上げられたかということも含めて、市長には個人の思いも込めて総合教育会議の場では発表したいというふうに思っております。

本当に皆さんには長きにわたってありがたいと思っております。ありがとうございました。

(荒川委員長)

委員の皆様、ありがとうございました。

では、最後に私からですけれども、私はこの1ページ目から7ページ目までの望ましい昼食のあり方、基本方針、行動計画の中に私たち5人の委員が考えていたことが、視察であったり、話し合いであったり、そういったところでお互いに意見を交わしたことが全て盛り込まれているのではないかと、事務局の皆様には感謝したいと思っております。

実施に当たっては、施設のことですとか日課表のことなど、さまざまな課題が出てくると思いますけれども、学校と十分に話し合いをしながら進めていくことが大切ではないかと考えています。

横須賀の子どもたちにとって、中学校での昼食時間が小学校と同じように、

皆で同じものを食べて語り合える楽しい時間となることを願っています。

討論なく、採決の結果、議案第34号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

(荒川委員長)

なお、ただいま可決・確定いたしました本件につきましては、教育委員会として定めた中学校の昼食のあり方に関する基本方針と行動計画ということになりますが、市全体でこの基本方針と行動計画に取り組むという方向性にできるように、7月8日に開催する総合教育会議の場で、市長との協議に臨んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第35号『教育長の臨時代理による事務の承認について（平成29年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定）』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第35号『平成29年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定に係る教育長の臨時代理による事務の承認について』ご説明いたします。

本要綱の制定については、例年では4月の教育委員会定例会で議案として提出し、ご審議いただいております。

しかし、平成27、28年度の公立高等学校入学者選抜学力検査の採点誤りを受けて、神奈川県教育委員会が改善策の検討を行っていたため、公立高校入試選抜日程案の議決がおくれました。神奈川県教育委員会定例会で議決後、直ちに本要綱を中学校に向けて県下足並みをそろえて配付するためには、本市教育委員会定例会において議案として審議いただく前に、制定せざるを得ない状況となりました。

このため教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定に基づき承認をお願いするものです。

それでは、要綱の内容につきまして説明をさせていただきます。説明資料の3ページをお開きください。

この要綱は平成29年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者募集の基本方

針として制定するもので、神奈川県教育委員会が定める「平成29年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要綱」に準拠しております。

選抜制度については、全日制・定時制を共通選抜とし、原則として学力検査（5教科、定時制3教科）と面接、中学校の校長から送付された書類に基づいて選考を行います。また、定時制の課程については共通選抜の後にも分割選抜期間が設定されています。本年度におきましてもこの制度に対応した要綱に基づき選抜を行ってまいります。

その他、本要綱で志願資格、募集の方法、全日制・定時制の募集期間、学力検査等の期日、志願変更の期間、二次募集の期間、入学の許可や手続き等を定めております。

志願資格、募集の方法、入学の許可や手続きにつきましては昨年度と変更はございません。なお、学力検査等の期日については県立高等学校の日程に合わせております。

ほかに、市立高等学校を設置する横浜市や川崎市も神奈川県の日程と合わせておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上で、平成29年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱の説明を終わらせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

（森武委員）

議案本体というより、少しこういう臨時代理に至った経緯というか、そこについて質問させていただきたいと思うのですが、まず昨年度、一昨年度の入学試験の採点に伴うミスということで、県がいろいろ検討を行っていたということで今回募集要綱の制定がおくれているということは了解しているのですが、その影響として試験のほうで、例えば何か募集要綱上昨年までと少し変わったところがあるのかというのを教えていただきたいのが1点と、通常、2カ月ぐらい前に決まっているスケジュールだと思っておりますので、そのスケジュールがおくれることによって、中学校、特に中学3年生への影響、あるいは学校での教育の影響等どうなっているかについて、ご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（教育指導課長）

まず、試験等の内容につきましては、基本的改善策等の部分の報告にもありましたように、これまでと試験内容等について変更するという方向性は伺っておりません。

生徒たちが問題を読み、番号で答える問題、それから記述式の問題、こうい

う2つの種類での試験内容になっているということを伺っています。

ただ、直近で県のほうから改善策として出された中で、マークシートの導入ということについて検討するということは伺っております。

2点目、中学校につきましては中学校校長会と連携をとりながら、これまでの経緯等については周知をしているところです。また、今後の部分につきましても、現在この要綱につきましては中学校に送付されてきますので、それに基づきながら中学校の生徒、保護者についての説明ということにはなされておりますので、これまでどおりの流れで進めることはできるのではないかと判断しております。

(森武委員)

そうしますと、遅れたのですが何とか取り戻していける、できるということとで了解いたしました。

あと一点だけ確認なのですが、昨年までと比べて試験実施日と合格発表日というか、採点に伴ういろいろトラブルがあったということですので、そのあたりの間隔は例えば延びているとか、そういう状況はあるのでしょうか。

(教育指導課長)

改善策のところでは、やはり採点にかかわって時間というものが必要だろうという判断の中から、採点日を1日追加したというふうに伺っておりますので、その関係で発表の日等については多少影響があったかと思っています。

討論なく、採決の結果、議案第35号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について」の答申について』

(教育政策担当課長)

それでは、「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について」の答申についてご報告いたします。

お手元の資料、報告事項1をご覧ください。

この答申は、平成27年11月24日に教育委員会が諮問し、それを受けた横須賀

市立小中学校適正配置審議会から平成28年5月26日付で提出されたものです。

では、答申の概要をご説明いたします。1枚おめくりいただき、目次をご覧ください。

本答申は、「はじめに」から始まり、1から10の項目とご覧のと通りの構成となっております。

1から10の各項目につきましては、それぞれ現行の基本方針、論点・課題等、審議会における意見、審議会としての結論が記載されております。

1ページの「はじめに」の説明は省略させていただきます。

2ページをお開きください。1の学校規模の定義についてです。現行につきましては、ご覧のとおりです。論点・課題等につきましては、現行の学校規模の定義が横須賀市の実情と合っているか審議されました。

3ページをご覧ください。意見としましては、適正規模の定義についてもう少し小さい方がよい、現行のとおりでよいなどの意見がありました。そのほか、「適正」という表現方法についての意見がありました。

4ページをお開きください。中段の結論としましては、学校規模の定義は現行どおりとし、「適正」の表現については「標準」という表現も検討すること、また「適正」でない学校が、「不適正」であるとの誤解がないようにすることとしています。

5ページをご覧ください。2の通学区域設定の基本的な考え方についてです。現行はご覧のとおりです。

論点・課題等ですが、1つ目として行政センター所管区域での整理。2つ目として小中一貫教育ブロックでの整理。3つ目として通学区域の複雑化の回避を盛り込むことが審議されました。

意見としましては、町内会が通学区域で分断されていると、町内会活動に不具合が生じるということ。結論としましては、前述の3つの内容も盛り込むこととしています。

6ページをお開きください。3の適正な通学距離の範囲についてです。現行はご覧のとおりです。

論点・課題等ですが、文部科学省の手引においては、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内、通学時間は徒歩以外の通学手段も含め、おおむね1時間以内が妥当であるとの考え方が示されています。

今後、統廃合の検討が進んだ場合、通学距離への配慮も必要となりますので、それらを踏まえ、現行の通学距離の範囲が横須賀市の実情と合っているか審議されました。

意見としましては、単純に水平距離や時間だけではなく、坂やトンネル等、地域性や安全性を考慮することを記載すべきや、現行の通学距離の範囲は維持

すべきとの意見がありました。また標準的な距離の基準以外に、児童・生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離も考慮する必要があるなどの意見がありました。

結論としまして、通学距離の範囲については、現行どおりとしつつ、坂やトンネル等、地域性や安全性に考慮することを記載し、また、標準的な距離の基準以外に、児童・生徒数への影響や統廃合の場合の通学距離への考慮も追記することとしています。

7ページをご覧ください。4の通学区域の見直しです。

現行はご覧のとおりで特に意見はなく、結論も現行のとおりとしています。

8ページをお開きください。5の特別認定校制度です。現行はご覧のとおりです。

論点・課題等としまして、特別認定校制度は現在推進している小中一貫教育との整合性がとれないとの見方もあり、制度の位置づけの必要性について審議されました。

意見としましては、方策の一つとして残すべきや、通学面・小中一貫教育への影響を考えると削除すべきとの意見があり、9ページの結論としまして、あくまでも方策の一つとして、現行のとおり記載は残すこととしています。

10ページをお開きください。6の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮についてです。現行はご覧のとおりです。

論点・課題等ですが、学校規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について、追加・修正すべき点がないか審議されました。そして、最終的に小規模校として存続せざるを得ない学校についての配慮が必要という意見があり、結論として追記することとしています。

11ページをご覧ください。7の指定変更承認地域についてです。現行はご覧のとおりです。

論点・課題等としましては、ほとんどの児童・生徒が指定校から変更している地域を正規の通学区域として設定し直すことを追記すべきか審議されました。

意見としましては、正規の通学区域として設定し直すことにより他学区への児童・生徒の流れを後押ししてしまうなどがあり、結論としましては、その都度、通学区域を設定し直すのは、現状では難しく、望ましくない。また、絶対数が多くないということで追記しないこととしています。

12ページをお開きください。8の学校規模及び配置の適正化の検討のための基準についてです。現行についてはご覧のとおりです。

論点・課題等につきましては、学校規模及び配置の適正化の検討のための基準を現行のとおりとするか見直しをするか審議されました。

意見としまして、検討のための基準については、多方面から検討の上、多様



な要素を盛り込んでほしいという意見や、25～30学級の大規模校についても教育上の配慮を行うことを記載した方がよいなどの意見があり、13ページの結論としまして、学校の規模及び配置の適正化の検討のための基準については現行のとおりとするが、25～30学級の大規模校に対しての教育上の配慮も追記することとしています。

14ページをお開きください。9の検討・実施の手順についてです。現行につきましては、ご覧のとおりです。

15ページ中段、論点・課題等についてですが、地域において合意形成を図るため地域別協議会のあり方について審議され、意見としまして、地域別協議会の意見を尊重するような表現にすることや、教育委員会内での検討の結果を地域別協議会に通知する旨を記載してほしいなどがありました。

16ページをお開きください。結論としまして、地域別協議会から出された意見書の内容を尊重することや、教育委員会内での検討の結果を地域別協議会に通知する旨を追記することとしています。

17ページをご覧ください。10の特に配慮することについてです。現行はご覧のとおりです。

論点・課題等につきましては、現行のほか、追加・修正が必要か審議され、学校は地域の拠点である点も考慮する旨を追記してほしいという意見が出され、結論として追記することとしています。

18ページ以降は、「おわりに」、「用語解説」、資料として「諮問文」、「委員名簿」、「審議経過」を掲載しています。

教育委員会事務局としましては、この答申を受けて今年度中に「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版」を策定していきたいと考えております。

つきましては、来月の教育委員会会議において、この「基本方針改定版（素案）」をご審議いただき、「基本方針改定版（案）」を決定したいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

（小柳委員）

今の報告書の中の4ページの（4）の②の「「適正」の表現について」というところですが、2ページの表を見ますと確かに過小規模校、小規模校、適正規模校、大規模校、過大規模校とあって、適正規模校と書いてあるのですが、この適正規模校という言葉は例えば文部科学省がよく用いている言葉であるとか、そういう何かあるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

そうですね。適正という言葉が使われています。

(小柳委員)

その定義はあるのですか。適正規模校の定義とか。最後のほうの用語説明にはその定義は載っていなかったように見えたのですが。

何をもって適正と国が考えているかというものの解説があるとよいのかなと思うのですが。

(教育政策担当課長)

今後、次に改訂版の素案をつくっていくのですが、その際には国の基準等もちょっと明記していけたらいいかなと思っているんですけども、国の法令による学校規模の考え方というところで、学校教育法の施行規則、例えば第41条に、小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準、ここでは標準という言葉を使っています。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の中で学級数がおおむね12学級から18学級までであることを適正な規模の条件として挙げております。

(小柳委員)

適正というのは、評価が伴っている表現ですので、なぜ適正と評価したのかの根拠というか、こういった要素があるから、この学級数が適正だとか、そこまで掘り下げてご解説いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(教育政策担当課長)

そのようにさせていただきたいと思います。

## 報告事項(2)『横須賀市ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画(素案)について』

(生涯学習課長)

報告事項の2、「横須賀市ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画(素案)について」報告をさせていただきます。

平成27年1月に策定されました横須賀市施設配置適正化計画におきまして、教育委員会が所管しております生涯学習センターは、平成46年度までの間に貸

室などを縮小し、逸見行政センターと逸見コミュニティセンターの移転先の検討対象とすることと位置づけられました。

これを受けまして、関係各部の部長などをメンバーとする検討部会において、横須賀市ウェルシティ市民プラザに係る施設配置適正化の具体的計画となる実施計画の素案について、逸見地区の地域運営協議会、連合町内会などからご意見を伺いながら検討を行い、この6月13日、14日わたり開催されました市議会教育福祉常任委員会において、お手元の資料に基づき、検討結果を報告いたしました。なお、素案につきましては、今後の市民説明会などにおける説明資料となるものでございます。

報告をいたしましたこの素案における生涯学習センターの取り扱いの概要についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料中、計画図面というインデックスを付した資料をご覧ください。

現在、生涯学習センターは資料にございますとおり、ウェルシティ市民プラザの2階、4階、5階に配置されております。このうち、資料1ページの2階平面図、赤く表示しております市民ホールはコミュニティセンターの集会室に、1枚飛ばしていただきまして資料3ページの5階平面図、赤く示しております和室、調理講習室、美術工芸室、休憩ラウンジなどは、それぞれコミュニティセンターの和室、調理講習室、学習室、事務室などへ変更することとしております。

生涯学習推進のための中核的機能を担う、緑色で示しております大学習室、第1、第2、第3学習室、図書室、音楽室、及び資料2ページの4階平面図の事務室、パソコン研修室などは、現行のまま生涯学習センターとしての機能を維持することとしています。

なお、生涯学習センターからコミュニティセンターへと変更される施設の利用率につきましては、他のコミュニティセンターと同様に無料とすることとしています。

報告をいたしましたこの素案に対しまして、教育福祉常任委員会では、今後、素案を市民や利用者に説明する際には、市民、利用者の立場に立って、コミュニティセンターに変更する各施設の現在の利用率などを詳しく丁寧に示してわかりやすく、適切に説明すること。有料施設と無料施設が混在することについて、利用者の利便性などを踏まえてしっかりと議論すること。有料施設を無料施設とすることによる減収に対する適正な対処策について議論することなどといったご意見をいただきました。

これらいただきましたご意見につきましては、検討部会において検討を行い、市民、利用者の皆様の判断材料となる数値などについては、素案に盛り込んだ上で、説明会に臨み、利便性の向上などについてもきちんと議論してまいりま

す。

計画の遂行に当たり、教育委員会事務局といたしましては、横須賀市全体の施設配置の効率化を図りつつも、横須賀市の生涯学習の質的、量的な向上を図るための生涯学習センターのあり方と、類似の施設であるコミュニティセンター、行政センターとの協働・連携のあり方等について検討を進め、生涯学習の振興を図ってまいりたいと考えています。

以上で、『横須賀市ウェルシティ市民プラザ配置適正化実施計画（素案）について』の報告を終わらせていただきます。

（森武委員）

1点お伺いしたいのですが、資料の3ページの生涯学習センターというところの説明で、「機能を維持する必要がありますが、」、コミュニティセンターと類似した施設であるためということで、「貸室等の一部の管理を逸見コミュニティセンターに移し、施設を縮小します。」という説明が書かれているのですが、これは逸見のコミュニティセンターに移管することということを目指していると思うのですが、移管された場合に市民の側から見たときに、逸見行政センター区域内におられる市民と、あるいはそれ以外の地域におられる市民で利用の仕方とか、何か使い方などどのようなところが変わるのか、簡単にご説明いただければありがたいです。

（生涯学習課長）

コミュニティセンターということで各地域に設けているという点では、逸見地域に特化したというような部分がございますが、実際の利用面といたしましては逸見地域にお住まいの方以外の方も、逸見のコミュニティセンターをご利用いただけますので、利用については予約制度で抽選というような形になってまいります。全ての市民にご利用いただけるということになります。

（森武委員）

そういたしますと、今まで例えば全市的な市民を対象に、例えばこの生涯学習センターの貸室を使っていたような催し物とか、あるいは団体が今後移管された場合に、この逸見コミュニティセンターの同じ施設を申し込んで、利用していけば、特に利用方法については、逆に費用が発生しなくなるという点はあるのかもしれませんが、利用の仕方等については変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

（生涯学習課長）

はい、そのとおりでございます。

報告事項（３）『通学路の交通安全確保に向けた平成27年度合同点検結果について』

（教育指導課長）

教育指導課から、通学路の交通安全確保に向けた平成27年度合同点検結果についてご報告いたします。説明資料の1ページをお開きください。

1の概要についてですが、通学路の安全確保に向けた取り組みとして、平成24年度から各小学校、教育委員会、市民安全部、道路管理者、警察署が小学校通学路の合同点検を行い、危険箇所の抽出、対策の検討、効果の把握を踏まえ、通学路の安全確保を継続的に進めています。

2の平成27年度の点検結果についてですが、市内46校中28校から報告された60カ所の危険箇所の合同点検を平成28年1月に実施しました。路面標示や交差点のカラー化などのハード対策で安全確保を予定しているものが34カ所、交通規制導入などソフト対策を実施する予定箇所が26カ所と整理をしました。

3の今後の取り組みについてですが、ハード対策の34カ所のうち、平成27年度に大矢部小学校校門前の横断歩道の引き直しなど7カ所の対策を実施しました。平成28年度は武山小学校校門前の歩行者通行帯設置など10カ所で対策を実施する予定です。残りの17カ所は浦賀小学校の歩行者の安全確保を図るための路側帯カラー化等で、平成29年度以降に実施する予定です。

道路拡幅整備など抜本的な対策を必要とする箇所や、交通マナーが要因で危険とされている箇所は、市民安全部、土木部、警察署と連携し、ソフト対策として児童への交通安全指導の強化やドライバーへの啓発などを行っていきます。

2ページをお開きください。合同点検結果をフロー図で示しましたので後ほどお目通しください。

3ページをご覧ください。平成24年度から実施している合同点検のハード対策で行う箇所の進捗状況です。点検を実施した4カ年で合計263カ所のハード対策を実施する予定ですが、そのうち平成27年度末に228カ所が完了し、平成28年度は14カ所実施する予定です。平成27年度の対策実施箇所数が前年度に比べ9カ所増えている理由としては横断歩道の補修増によるものです。また、平成29年度以降に実施となる箇所は横断歩道設置など交通規制を伴うものや、交差点のコンパクト化などの21カ所です。

4ページをお開きください。平成27年度に行ったハード対策の事例写真です。写真は交通量が多い住宅地内の交差点において路面のカラー化により、ドライ

バーへ注意喚起を促し、歩行者の安全対策を実施した事例です。

次に、5ページをご覧ください。写真は交通量の多いロータリーにおいて交差点改良に伴い歩道整備による安全対策を実施した事例です。

次に、6ページをお開きください。平成27年度の合同点検で危険箇所として上がってきた路線です。当該路線は交通量が多く、通学路として利用する児童も多いことから、平成28年度に路側帯のカラー化による安全対策を実施する予定となっています。

平成27年度通学路の合同点検の結果についての報告は以上です。よろしくお願いいたします。

(森武委員)

平成24年度からということで当初3カ所がありまして、その後少しずつ減ってきて、維持するべき数というか、ほぼ同じ数になっているのかなと思うので、これは引き続き対策を進めていただければと思うのですが、ちょっと1点だけ細かいことで恐縮なのですが、4ページの施工前と施工後の写真をせっかく挙げていただいているので、ちょっとご説明いただければと思うのですが、交差点のカラー化というのは、この写真でいうとどこを指しているのか、簡単に教えていただけますでしょうか。

(教育指導課長)

写真が見にくくて大変申し訳ありません。ちょうど横断歩道4カ所あるその内側が、実はこれ、えんじ色に着色をされたようになっておりまして、ドライバーとして走っていくと明らかにそこの色は違って見えますので、この写真だとちょっと見にくいのですが、それがカラー化ということになります。

(森武委員)

わかりました。そうしますと、信号があるのですけれども、まっすぐ走って来られたドライバーの方がここに交差点があるぞというのが色の違いではっきりわかって、いい面でいいますと、信号を見落とすことはないのかもしれませんが、はっきりと交差点でわかるという、そういう変更をされたという理解でよろしいわけでしょうか。

(教育指導課長)

おっしゃるとおりでございます。

(小柳委員)

この危険箇所の抽出は、どういう方法で行われたのですか。

(教育指導課長)

基本的には各学校にP T Aの校外委員さんという組織がありまして、その方々と教職員とが学区をパトロールして、どういったところが子どもたちにとって危険なのかというところを抽出してきます。

結果としてそれを学校として報告書にまとめ、教育委員会に報告するという形になっています。

(小柳委員)

学校のP T Aに聞き取りされたということで、その辺はすごくよかったと思うのですが、もう一点、学校に密接な関係のある学童さんとかの聞き取りもされるのもよろしいかなと思うので、ご検討いただきたいと思います。

(教育指導課長)

危険箇所の部分については、さまざまな場面の中で地域の方々からも情報収集をしているということがありますので、その中の一つとして学童の方々との部分についても今後検討していきたいと思います。

#### 報告事項(4)『横須賀市立小学校における事故報告について』

(教育指導課長)

横須賀市立小学校における事故報告についてご説明いたします。恐れ入りますが説明資料をご用意いただき、1ページをお開きください。

本件は横須賀市立小学校の敷地内校庭において、運動会参観中の来校者が、ふたが開いていた側溝に落下、転倒し負傷しましたので、その状況を報告させていただきます。

それでは、事故の概要についてご説明いたします。

初めに、1、事故発生日時ですが平成28年5月28日土曜日午前9時ごろでございます。この日は当該校で運動会が行われておりました。次に、2、事故発生場所ですが、横須賀市立小学校敷地内校庭の側溝でございます。次に、3、被害者ですが、市内の女性でございます。

次に、4、事故発生状況の(1)事故状況ですが、小学校敷地内校庭におきまして運動会参観中の被害者が、ふたが開いていた側溝に落下転倒し負傷しました。側溝のふたは事故発生日前日に当該場所以外のところで、ふたを開け水

抜き作業をしました。作業終了後に全てのふたの状況の安全確認は実施していませんでした。

次に、(2) 被害状況ですが、右大腿部打撲、肋骨にひびと伺っています。

次に、5、事故後の対応の(1) 被害者への対応ですが、本事故発生後、小学校において応急手当を施し病院への受診を促しました。その結果、右大腿部打撲、肋骨にひびと医者から言われ、ご自宅にて療養しております。

これまで校長や教育委員会職員が、電話や被害者宅訪問で状況の確認や怪我の経過を伺うなどしてきました。今後も話し合いを継続し、誠実に対応してまいります。

次に、(2) 再発防止についてですが、校長及び教職員に対して作業後の点検、校内の安全点検につきまして改めて確認し、多数の方が来校される行事前には特段の注意喚起をするよう指導しました。

以上で、横須賀市立小学校における事故報告についての説明を終わらせていただきます。

(三浦委員)

前日に作業したところではないところと書いてありますけれども、そうするといつごろから緩んでいたとか、そういうのはわからないわけですね。

(教育指導課長)

管理職に確認をしたところ、作業したところのふたはあけたということの確認がとれているのですが、被害者の方が落ちたというところの部分については、その作業中、多分、どなたか、そのときにはPTAの方々や地域の方々のさまざまな方にお手伝いをいただいたということだったので、その作業の流れの中でそこもあけてあったのではないかなということだと思います。

ただ、ここに記載させていただいたように最後の確認を怠っている状況がありますので。

(三浦委員)

生徒さんもそこは行くところなのですね。

(教育指導課長)

基本的には校庭の1番端の側溝ですので、子どもたちも行く可能性は十分あるかと思います。

(三浦委員)



再発防止に徹底していただきたいと思います。

(教育指導課長)

校長初め、教職員にはこの部分について、徹底指導していきたいと思っております。

(荒川委員長)

よろしく願いいたします。

#### 報告事項（５）『2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック横須賀市壮行会の開催結果について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック横須賀市壮行会の開催結果についてご報告させていただきます。

ブラジル・リオデジャネイロで開催される第31回オリンピック競技大会（8月5日～21日）並びにリオ2016パラリンピック競技大会（9月7日～18日）に出場予定の横須賀市ゆかりの日本代表選手をお招きいたしました。

対象の選手は、セーリング男子3名、同女子1名、ウィルチェアーラグビー1名であり、海外遠征中のセーリング女子吉田愛選手を除く、資料に記載の4選手にお越しいただきました。

壮行会は、横須賀市教育委員会のほか、横須賀市、横須賀市議会、横須賀商工会議所、横須賀市体育協会の5者による共催で、6月10日金曜日午後5時30分から市役所正庁で行われました。

来賓、関係団体の皆様など198名で4選手を激励いたしました。

内容といたしましては、市長、主催者、来賓の方々からの激励の言葉を初め、激励費やジュニア選手からの花束と寄せ書きの贈呈、そして選手お一人お一人から競技大会に向けての決意の言葉を伺いました。

選手からは、大会に向けての力強い抱負の数々が披露されたほか、自らの競技活動を振り返り、感極まる感動的な場面もございました。

当日、教育委員の皆様には、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項（6）『自然・人文博物館特別展示「天神島大冒険！－海とくらす生き物たちの楽園－」について』

（博物館運営課長）

今年度の博物館の特別展示についてご報告いたします。お手元の資料と別紙のチラシをご覧ください。

今年度特別展のタイトルは、「天神島大冒険！－海とくらす生き物たちの楽園－」です。

市内佐島に所在します天神島・笠島及び周辺水域が、神奈川県天然記念物・名勝に昭和40年に指定されました。その保護と活用を目的に天神島臨海自然教育園が開園したのがその翌年の昭和41年です。ことしで開園50周年に当たり、これを記念して特別展示を開催いたします。

開催期間は、7月16日土曜日から9月25日日曜日までで、夏休み中心の開催となります。場所は、博物館本館3階の特別展示室です。

展示の内容は、チラシと資料のとおりでございますが、見どころの一つとして「天神島断面模型展示」があります。

天神島臨海自然教育園は天神島・笠島及び周辺水域という神奈川県文化財指定水域と同じ面積約54ヘクタールとなっております。そこにはさまざまな環境要素がございまして、特に海中、それから磯、砂浜、海岸林といったいろいろな特有の個性が存在します。そういった自然環境をジオラマによって説明するのがこの展示でございます。

それから、博物館の研究活動の対象でもあるウミウシについて、小さな生き物ですのでその拡大模型をつくりまして、さまざまなウミウシの実態について解説しています。

それから、この特別展示に合わせて、記載のとおり特別展の展示解説を3回、講演会を1回開催いたします。講演会は記載のとおり、講師は元博物館長の林公義さんです。

天神島の昔から今日までの移り変わりや、市民とともにやってきた長年の保全活動などを講演されます。

以上で、博物館の特別展示についての報告を終わります。

（質問なし）

## 報告事項（7）『博物館の夏休み企画について』

（博物館運営課長）

小学生・中学生対象の夏休み企画、楽しく学べる行事について報告いたします。

期間は7月16日土曜日から8月28日日曜日までです。

自由に参加できる行事と、申し込み制の行事があります。自由参加の行事としては夏休みクイズラリーがあります。また、自由研究相談にも応じていますが、こちらは個別に学芸員が対応いたしますので、事前の予約をお願いしております。

次に、申し込み制の行事は、潮だまりの生き物、子ども地球教室、博物館たんけん（しぜん）、古代ネックレスをつくろう、ひみつの部屋探検（れきし）、夜の昆虫観察、箱めがねで磯の生き物を観察しよう、自分でつくる！化石レプリカです。

以上は、博物館本館、あるいは天神島臨海自然教育園で開催いたします。詳しくは、別紙のチラシをご覧ください。

以上で、博物館の夏休み企画の報告を終わらせていただきます。

（荒川委員長）

では、私から1点よろしいでしょうか。毎年夏休みに子どもたちがわくわくするような、こういうものが催されているのですけれども、抽選になっているものが結構ありますよね。

抽選で毎年、30名とか20名なんですけれども、漏れる方ってどのくらいいらっしゃるのですか。

（博物館運営課長）

抽選となるものは昨年度では、潮だまりの生き物、古代ネックレスをつくろう、それから夜の昆虫観察です。

申しわけございません。今、抽選に漏れた人数は把握していません。

（荒川委員長）

毎年、どのくらいの方がちょっと残念な思いをされているのかなということだけは知りたかったのですが、やっぱり抽選漏れの方は何人かいらっしゃるわけですね。

（博物館運営課長）

いらっしやいます。

(荒川委員長)

そうですか。わかりました。ありがとうございます。

#### 報告事項（８）『横須賀美術館企画展「自然と美術の標本展」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、今週末7月2日土曜日から始まります横須賀美術館企画展「自然と美術の標本展」の開催について報告いたします。

資料の2、会期ですが記載のとおり49日間となります。夏休み期間に開催しますので、多くの家族連れの方々にも楽しんでいただけるものと考えています。

3、主催、4、協力、5、観覧料は、記載のとおりです。

6、概要ですが、標本や自然を題材とする現代作家の作品と、横須賀市自然・人文博物館の協力による実際の標本とをあわせて展示することで、「モノ」を「みる」ことへの意味を考えていただく展覧会となります。

最後に7、関連事業としまして、出品作家によるトークショーのほか、小・中学生を対象としたワークショップ、親子向けのギャラリートークの開催、またワークショップ開催に合わせた託児サービスを実施するなど、夏休み期間ならではの事業を実施してまいります。詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

さらに、児童図書館においても、本展覧会に関連したイベント等を行い、自然・人文博物館学芸員を講師に迎えるなど、教育委員会3施設が連携して取り組んでいます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

#### 報告事項（９）『南体育会館競技場天井化粧板の一部落下について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から、南体育会館競技場で発生いたしました天井化粧板落下事故について報告をさせていただきます。

まず、事故の概要でございますが、本年6月13日月曜日12時半ごろに、南体育会館競技場の天井から化粧板の一部、約50センチ掛ける30センチ、重さ約600

グラムが落下いたしました。

落下時は、午前・午後の利用切り替え時間であったため、競技場を利用されている方はいらっしゃいませんでした。

落下の原因は、屋根からの雨漏りにより、雨水が染み込み重量が増した化粧板の一部が、自重により落下したと思われまます。

事故後は、6月24日金曜日まで競技場の利用を停止し、この間に、天井全面の打診による点検、及び天井、屋根の補修を行いました。

停止期間中の利用を予定されていたお客様については、全て連絡をとり、利用中止についてのお願いを申し上げ、利用料金は全額返還いたしました。また、市ホームページ等で、利用停止のご案内をいたしました。

天井面の点検・補修は、6月14日から18日の間に、全面を打診した上で、浮きやしみがある化粧板を全て取り除きました。また、雨漏りのしみ等が生じた下地の交換、及び防水テープ、防水シートによる屋根の雨漏りの応急処置を6月20日から24日の間で行いました。

補修工事は、指定管理者が事業者に委託して行いました。

なお、屋根の本格的な補修については、本年度計画をしておりました工事を公共建築課により9月ころから行う予定です。天井の改修は、屋根の補修を行った後、状況を見て改修工事を行う予定です。

利用者の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことで、市民の皆様にご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

南体育会館で発生しました天井化粧板落下事故については、報告は以上でございます。

(小柳委員)

この南体育会館に限らず、定期点検みたいなものはどういうタイミングで行われるのでしょうか。

(スポーツ課長)

特定天井のことについて、建築基準法が平成25年に改正されました。それにより天井については平成26年度のときに点検をいたしまして、その後、平成27年度、サブアリーナ天井を改修し、今年度はサブアリーナプール天井改修をしています。これからも計画的に改修していく予定であります。点検については、定期的に行っています。

(小柳委員)

何か築何年ごとに点検をすとかと決まりがあって、行われていると

ということはないのですか。

(学校教育部長)

これは、建築基準法に基づいて点検することになっておりますので、それに基づいてやっております。

(小柳委員)

市の基準規定みたいなのは特になく、建築基準法に基づいた点検のみを行っている。

(学校教育部長)

先ほど課長が申し上げたとおり、特定天井という決まりが、くくりがございますので、高さ、それから平米数、これによりまして特定天井に当たるものにつきましては建築基準法にのっとり、しかるべき検査をすることになっておりますので、市でもこの基準にのりつた点検をしております。

当該施設は指定管理施設でありますので、指定管理者が点検をすることになっております。

(小柳委員)

この南体育会館の天井自体は、前回はいつ点検されたのですか。

(学校教育部長)

先ほどスポーツ課長が答弁させていただいたように、本格的な点検としましては、平成26年度に一旦、特定天井の全ての天井を集中的に点検いたしました。その後は定期的に建築基準法に則った点検をしているということでございます。

(小柳委員)

平成26年の点検のときには異常はなかった。

(スポーツ課長)

平成26年度ときにはございませんでした。

(森武委員)

この天井の高さというのは大体どれぐらいの高さなのでしょう。

(スポーツ課長)

南体育会館については9メートルの高さになります。

(森武委員)

そうすると、通常のこういう建物の高さよりは、やっぱり体育館ですので、かなり高いところですので、やはり今回、多分1枚だと思いますけど、50掛ける30センチということで比較的小さいものですが、それでも下に人がいれば重大な事故を引き起こした懸念もありますので、原因のところをもう少し詳しく調べていただければと思うのですけれども、事故原因のところ「屋根からの雨漏りにより、水を含んだ化粧板が、自重で落下したと思われる。」と書かれているのですけれども、例えば継続的に屋根が少し老朽化して雨漏りしているという施設はたくさんあると思うのですが、この化粧板というのが水を吸ったときに、大体どれくらいの重さになって、それで本当に落ちるものかと、ちょっと疑問なところがあるのですが、このあたりというのは詳しく調べられているのでしょうか。

(スポーツ課長)

南体育会館については、天井に明かりをとるためにトップライトがある構造になっています。そのトップライトの部分から雨漏りがしているということが以前にもございまして、平成23年にトップライトを覆う屋根の補修工事を行いました。しかし補修をした近くの腐食により、雨水が天井を伝い、下地の石こうボードと化粧板との間に雨水が入ったことにより、化粧板、今この上にあるような代物でございしますが、そこに水が含まれたことにより落下をしたということで、業者からの説明を受けています。

(森武委員)

水を含むと確かに化粧板と違って重くなりますので、もちろん、通常のネジ止めだか、多分ボルト止めだと思うのですが、とめられているものが落ちる可能性はあると思うのですが、ただ、通常多分余裕を持って設計されているので、少し水を含んだから落ちてくることはないと思うのです。

逆にそれが原因であるとする、雨漏りしたりしているところというのは、いつ落ちてきてもおかしくないということになってしまうので、そうすると、平成26年、プールで落下があったり、あるいは全国的にいろんなことが起こったので、横須賀市の教育委員会所管の全施設でやっていただいたと思うのですけれども、今後、南体育会館については、今回の補修に伴って雨漏りの跡を全部直していただいたということで当面この体育館は大丈夫なのでしょうけど、他の体育館で類似の状況がもしあるのであれば、そういうところも、もう一度

点検しないと、また同じようなことが起こって、今回不幸中の幸いでけが人が出していないからいいですけれども、体育館ですから、使用中に落ちた場合には本当に重大な事故を引き起こす可能性があると思いますので、利便性を考えながらも、ちょっともう一度原因をきっちり確認の上、類似のことが起こらないようにぜひ対策を講じていただければと思いますので、お願いいたします。

(スポーツ課長)

このような事故が起きないように万全を期したいと思います。

(荒川委員長)

よろしく申し上げます。

(小柳委員)

今のスポーツ課長のお話で、平成23年のトップライトの修復でも、雨漏りが収まらないで、ずっと溜まっていったのではないかというお話があったと思うのですが、先ほど、また平成26年には一応点検していると、そのときには異常がなかったというようなお話と併せてお聞きしますと、平成23年から平成26年の3年間の間に雨漏りもあって、たまっているはずなのに点検のときに気が付かなかったということだとすると、単純に点検すればいいというだけでなく、点検方法についても検討が必要なのではないかと思います。

(スポーツ課長)

失礼いたしました。

平成23年のときの工事で雨漏りは収まっておりました。失礼いたしました。

その後、平成26年の点検のときにも雨漏りについては、確認ができておりませんでした。その後の腐食により、雨水が屋根を伝わって天井に侵入し、今回の事故が起きたというふうに見ております。

(小柳委員)

点検方法についても、再度ご検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)



(荒川委員長)

では、最後に次回教育委員会会議について、委員の皆様にお諮りいたします。

今回は高等学校並びに特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書採択を議題といたしますので、教科用図書採択検討委員会の委員長、高等学校・特別支援教育各部長及び関係指導主事を出席させたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(荒川委員長)

それでは、7月定例会については委員長、各部長及び関係指導主事の出席について許可してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(荒川委員長)

では、事務局で準備をお願いいたします。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成28年6月27日（月） 午前11時7分

横須賀市教育委員会

委員長 荒川 由美子